

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和4年10月3日（月）
開会 午後1時28分
閉会 午後2時49分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 （副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、梶谷規子
5 欠席委員 （委員長）片岡健一郎
6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員
7 説明員 健康福祉部長 山北由美子、行政課長 佐野剛
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
9 副委員長あいさつ
10 議長あいさつ

11 協議事項

（1）令和4年10月（第3回）臨時会について

①議案の上程について

健康福祉部長：資料に基づき説明

一般会計補正予算1件の付議事件と確認した。

【質疑】

梶谷委員：全議員に対する議案説明はいつ行うのか。

須藤副委員長：直近の全員協議会も終了した。急遽臨時会招集の申出があったため、この議会運営委員会で説明いただくこととなった。本会議での議案の提案説明の後に精読休憩もあるため活用いただきたい。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。

【質疑】

宮川委員：招集に係る時刻が午後1時30分である。午前でないのは何か理由があるのか。

行政課長：市長の附属機関の会議が予定されている。

伊藤議長：急な招集で申し訳ないが議員におかれてはご協力いただきたい。

③議案精読時間について

30分間と決した。

④その他

特になし

(2) 9月定例会の振返りについて

(本会議の欠席について)

梶谷委員：会派の議員がコロナで家族がかかって、私思い違いをしていて、5日と思ったのは、家族でわかったのが0日目というのを計算しなくて、そこで1日目でカウントしていて、月曜日に何もなかったら良いと思っていたんですけど、1日ずれるということでおざわざ議会運営委員会を金曜日に開いていただいて、当該議員の最終日、月曜日ではだめだから火曜日ということで、一般質問をずらしていただく。議会運営委員会を開いていただきまして、まずそこで感謝なんですけど、本人も感染してしまったということで、せっかく開いていただいたことがだめになって、仕方がないことなんだけど、結果としていろいろご迷惑をおかけしまして、なんかヒヤヒヤの9月議会でした。市長も濃厚接触とか、教育部長もその前あたりとか。いろいろとご配慮いただきましてありがとうございます。ご迷惑をおかけしました。

(一般質問での休憩について)

伊藤議長：僕は強いて言うと、本会議で、いいですか本会議のことで、本会議の時にいわゆる休憩を感染対策で、1回1回休憩をしているんですけど、黒川議員が、続けてやれと言う意見があって、僕は正直言ってそのまま続けてやらずに休憩をしたんですけど、やはり特にあの時分まだ感染、今ちょっと落ち着いたんですけど、やはり1回1回なるべく休憩をとってやったほうが良いという形で本会議、一般質問ですけど、進めたんですけど、それで良いとは思いますが、続けてやれと言ってもという形で休憩を設けましたが、それも今回一議員から言われたということで、こういう場で皆さんにもう一度諮って、今後もやはり休憩を入れた方が良いでしょうかなと思ってやりたいと思うんですけど、皆さんの意見はどうか。

宮川委員：確かに一人ひとり休憩入れて、その時ちゃんと消毒もしていただいていますので、だから一人ひとり区切りますよということが、周知されていたか議運かなんかで。

須藤副委員長：知っているよ、私は。聞いている。

宮川委員：議運かなんかで周知されていたか。

各委員：周知している。

議会事務局長：過去の議運の中で決定されている。

関戸副議長：毎回じゃないですよ、過去の議運で。

須藤副委員長：一般質問が1人終わったら消毒、また1人終わったら消毒。

宮川委員：もうひとつ、誤解を招いちゃいけないんで、あの後の会話の話も

しておきますけども、あくまでもやれということを声張って強面で言ったつもりはないと、あくまでも自分の質問が30分程度で終わる予定だったので、だから続けてやったらという、そういう意味合いで言われたと。それは僕も言えることですけど30分位、僕の時も言いましたよね。

梶谷委員：30分で済まないよね、黒川議員は。

伊藤議長：黒川議員は、本人から聞いてないからね、何十分ということは。

宮川委員：なので、そういう意味合いで言われたので、誤解を招いたんだったら代表としてお詫び申し上げますけれども、本人はそんな乱すという意味合いで言ったつもりはない。

須藤副委員長：分かるよ、本人は早く終わらせようと思って。

宮川委員：短縮するつもりで言っただけです。

梶谷委員：短縮というよりも、1時間、ちょうど12時には終わりたいのに、時間が12時過ぎると、と思ってなるべく職員のためにも12時に終わりたいからという配慮でと思ったけれど。でもその時12時過ぎても仕方がないのにといいながら、ちょっと強面で聞こえたもんね。

伊藤議長：強面じゃないんですけど、ちょっと気になったもので、今日はちょっとお話しますが、僕もちょっとやはりこれはいかんと思って。

宮川委員：コロナ対策のために、ちゃんと休憩をとって消毒をするということは、議運の中でも確認されていたので、今後議長の意思に従って進めていくということを、ちゃんと伝えておきますので、お願いします。

伊藤議長：よろしくお願いします。

（委員外議員の発言について）

須藤副委員長：厚生・文教常任委員会の時に、委員外議員の発言があったんですね、2人、大野議員と梶谷議員が。本当はその時に、発言があった時点で、委員の皆さんに諮って、発言を許すかどうかというのをしなきゃいけなかったんです、委員長は。私も指示するのが遅れちゃって、あとから思ったんですけど、委員長は1年生ですからということで、そのままやっちゃったんですけど、本来ならば皆さんにお諮りして、発言を許可するかどうか、それで許してもらえたら発言してもらおう、ということで議事運営を行っていただきたいと思います。他の皆さんにもそのようにまたよろしくお伝えください。

谷平委員（厚生・文教常任委員会委員長）：今後注意します。

関戸副議長：その件で、あの時って僕が確か紹介議員に対して質問しますと申し上げたんですよ。それで僕は、紹介議員が中にいらっしやったので、その方に発言してもらおうと思って、手を挙げて言ったんですよ。そう

したら全然違うほうからという感じになっちゃったもんですから、やはり委員の中に紹介議員がいらっしゃるので、まずはその委員の方の発言からやっていただいたら良かったのかなというふうにちょっと思ったというところでございます。

須藤副委員長：紹介議員が多いですね。

梶谷委員：委員会の中の委員ではないんだけど、紹介議員だからより発言を許してもらえるということはない。もちろん全員に諮ってだけれど。

須藤副委員長：委員外議員のこと。

関戸副議長：それちょっとそのことでもひとつ言わせてもらいたい、これは僕の意見ですけど。一応その委員会の中でいろいろ発言があって、まだ足りないというところがあったら、委員外の方が質問されたほうが委員会を重視しているような気がするんですね。だから一応その委員の中の発言を聞いていただいて、やっぱり足りないと、私こういう事が言いたいんだということがあれば、委員長の許可のもと発言するというほうが良いのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

宮川委員：その件に関しては明確なルールはやっていない、あくまでも委員長の判断にという形なんですけども、これも事前の雑談の中で出てきた話で、例えば委員会のひとつの議案が委員会の中で一定議論されて、今副議長が言われたように、まだここの部分は確認をしたいとか質問したいということであれば、それは別に委員長に発言の許可を得れば良いかなと思います。もう1点が、例えば今回の3月だか9月みたいに、1議案が細分化されているような場合は、そこの部分の中もしくは関連で、聞きたい部分をあっち行ったりこっち行ったりするくらいだったら、挙手して関連でこういうことを確認したいということを委員長に述べれば、もう少し滞りなく委員会が進められるのかなと、要は2つの点で、交流して整備していくのが1番良いのかなというふうに感じたので、あくまでも。

須藤副委員長：でも紹介議員がしゃべる前にもう大野議員が手を挙げてしゃべりだした。それはいけなかった。

宮川委員：それはいけないと思う。さっき言った副議長が言われるのがあくまでも正論で、尚且つ必要とあらば、署名議員であれば委員外ということとはまた別に、署名議員という立場もありますので、それはそれでちゃんと諮って、やっていただければいい話かなと。圧に負けずに頑張ってください。あくまでも権限は委員長にあります。

(請願者の名前を伏せることについて)

関戸副議長：今だったら、請願者の方が名前を伏せたいと言ったら伏せると

いう形になっていると思いますが、そもそも名前を伏せる理由として、例えばDVで名前が分かったら困るとか、例えば生活保護とか、何か不利益があるケースに名前を伏せるのが良いという感じかなと、僕自身は思っていた。重要な理由がない場合でも、申し出れば請願者の名前が伏せられるというのはちょっとどうなのかなと思ったので、皆さんで諮っていただきたいと思って発言させていただいた。

須藤副委員長：請願者はみんな個人情報で、という感じでしょう。書類には書いてあるけど、発言はできない。

榊谷委員：発言はしないことにしたよ。市民の方というふうにした。

関戸副議長：違いますよね。

議会事務局統括主査：個人情報の取扱いで、この岩倉市議会で皆さんで平成27年から平成28年にかけて議論がありました。ちょっと今当時の会議録がないから、この会議で決まったと明確なものはないんですけども、議会運営委員会の中で請願者の氏名の取扱い方は議論しました。当時、委員長が堀議員であったかなと思います。請願はあくまで市議会への要望であるので、名前を隠すこと自体、請願を出す以上は責任を持って相応のものを市議会に提出してほしいと。原則名前を出すのは当たり前だというのが当時の議会運営委員会で決まっています。今副議長さんがおっしゃられたように、当然生活保護の受給の有無であるとか、例えばその時も話題になりましたけどDVの関係、そういうふうにやはり公に名前を出してほしくないという方もお見えですので、原則は名前を出すのだけでも、そういう理由がある時は名前を隠すことができるというふうに決まりました。なので原則論としては出す、それはやっぱり請願ですので当然紹介議員が付くので、相応の内容のものになってきますけど、やっぱり無責任な思いでなんでもかんでも出してこれては困るので、原則は名前出す、あくまでできる規定で隠すことはできると、そういうふうになっています。あと、平成28年に市長との、市議会と市長で申し合わせをしまして、これも議会運営委員会の中で平成27年度から2年くらい話し合いがなされて、そこで議案に出てくる専決処分の報告で出てくる市民だとか、人事案件で出てくる各委員のお名前、これに関して、名前は議案に出てくる人事案件に関しては、名前と住んでいる市まで、当然その方が岩倉市に住んでいるか市外の方が重要な事もあるので、市までは出しましょうと、名前に関しても人事案件ですので、その方が不利益を被るということはまずないので、人事案件に関しては名前と住んでいる市まで出すことになっていて、ただ、専決処分の報告なんかで事故の和解、こういったものに関してはもしか

たらその議案を見た人が、どここの誰々さんが市ともめているなという
ような不利益を与える恐れがあるので、事故なんかに関してはお名前も消
すようにしています。ただ、事故案件でも相手が会社の代表であったりす
る場合、今回も9月定例会の最終日の専決処分の報告は、相手が確か宗教
法人の代表者、これはもう会社の代表者同様にホームページ等を見れば分
かる案件ですので、これが個人であった場合は、その人がどこの誰か分か
らないような状況で、名前も確か本会議場でも伏せられております。請願・
陳情に関しては、人事案件の議案と同じで、原則としてお名前は大丈夫、
それから住んでいる市まで、ここまでは出しても大丈夫というところで、ホ
ームページもお名前は黒塗りにしていませんし、住んでいる市までは外に
出しています。そんなような状況です。ただこの間は請願第3号の保育園
父母の会さんに関しては、窓口のほうで、紹介議員も一緒だったんですけ
ども、名前を伏せてほしいという申し出がありましたので、議会運営委員
会でも皆さんにちょっとそのことを相談させていただいて、会議録なんか
も名前伏せていいかということで、それで伏せさせていただいております
が、その原則論に基づくものなのかちょっと確かに私も疑問ではあるところ
です。

梶谷委員：その前に団体名だけ出して、個人名は市内在住の方というふうに、
その前から言っていた気がした。

宮川委員：今、事務局が言われたことを記憶をたどっていました。議運の中
で決められたのは確かにその通りだったんです。それに対してわれわれが
丁寧な取扱い、というかより安全方向に取り扱う傾向にあって、今梶谷委
員が言われたように、基本、原則本人の意思に基づいて隠しますよという
のが、このところ通例になってきているというふうに僕も認識していま
す。ですので、ただ請願に関してはやっぱり一定の責任に基づいて出して
いただくというのが正規かなと、本来のあり方かなと思いますので、これ
はどういう取扱いをするのかというのは議運もしくはまた別の決定する機
関で揉んでいただければいいかなと思うんですけども、原則決められて
いるのは先程事務局が言われた。運用上安全に少しでも抑えてあげようと、
不利益にならないようにという配慮に基づいて今動いているのが議会だと、
そういうことだと認識していますので、どこかできっちりその辺は決めれ
ばいいかなというふうに思いますけど。

関戸副議長：今の話は原則は変えない、原則すら変える。

宮川委員：今明文化されているのは、副議長が説明された内容と、事務局が
説明された内容というのがほぼほぼ原則。

関戸副議長：原則ですよね。

宮川委員：原則。ですからそれを忠実に守るのか、それとももう少し拡大解釈して市民のための安全を配慮した取扱いにするのかというのを、議論すべき内容だとは思いますが。ここで「えいや」でも良いんですけど。

関戸副議長：原則は決まっていると、ただ運用上どうするかと。

宮川委員：ただあんまり運用を拡大解釈すること自体、とめどなく行ってしまうので、果たしてどうなのかというのは当然ある。特に法だとか規則に基づいたものに関して。

議会事務局統括主査：今回請願が３件ありましたので、請願３件と陳情もあったんですね。陳情に関しては、市内の方が私学助成の関係で陳述に見えて、結局陳情でしたので聞き置くだったんですけども、早速ホームページに請願・陳情を出したところ、やっぱりこの請願第３号の方の名前だけが消されているということに気づかれた方がありまして、その方はよく見ていただいているのか知らないですけども、請願って名前ってひとつだけ消えているのがあるけど、これってなんかそういう理由があるのかなというよう

関戸副議長：説明しづらいね。

柊谷委員：問合せがわざわざあった。

議会事務局統括主査：私のほうからは一応できる規定で、原則は他のもの同様に、他のものは例えば学校の先生のものはあくまで個人ではないので名前を出す対象ですし、ただ陳情に関しては私学助成のは代表者ということで、市内在住の個人の方でしたので明らかに、ちょっとそことの比較をされたのかわからないんですけど、やっぱり外に出すと困るという方もあるので、何らかの申し出があればそこら辺は差し控えるようにさせてもらっています、と説明はしましたけど、見てる人は見てるんだなと。

須藤副委員長：だけど、あの人は会の代表だもの。父母の会連絡会協議会という会の代表だったでしょう。本当は個人じゃないもんね。それを名前消しちゃったからおかしくなっちゃった。

議会事務局統括主査：中々難しいのは父母の会さんでしたので、やっぱり代表とは言え普段普通の主婦のお母さまですから、ずっとその方で変わりなく一緒かというところと年々代表が変わっていく所があって、どっちかというところ個人に近いのかなというようなどころではありましたし。

関戸副議長：父母の会と言えば名前分かっちゃいますよね。そこで消したとしても、というふうに思います。

議会事務局統括主査：一応録画配信しているものですから、そのへんを確認

したら、録画配信の声を聞けばわかってしまうかもしれませんが、録画配信に関しては大丈夫です、ということでした。なので録画させてもらいました。

須藤副委員長：それは申し合わせで決まっていたの。請願の。申し合わせ事項。

議会事務局統括主査：そうですね。A3の紙で平成28年に議会と市長との議案等にかかる個人情報の申し合わせというのがありまして、1度、平成29年に1回改正はしたんですけども、それに基づいてやっています。

宮川委員：議会側から出したんだよね、確か。

議会事務局統括主査：はい。

関戸副議長：原則公開ということで。個人はね。事情がある時はその事情をしっかりと審査するということによろしいんじゃないでしょうか。

須藤副委員長：事情がある時は個人だったら隠せるということ。

宮川委員：ひとつ気がかりというか、我々の立場からすると、できるだけ請願って市民の意見として出してもらいたいというスタンスをとっているじゃないですか。それに対して氏名を出すということが一定のハードルになるのであれば、そのへんを考慮した上での取扱いというのは必要なのかなと思うんです。

須藤副委員長：あったね、個人のやつで、出してくれるな、写真も撮らないでと。

宮川委員：責任の部分と、広く皆さんのご意見をいただきたいというスタンスの部分と、その辺のせめぎあいなのかなという。ただ、職員の方に意見を聞けば、あくまでも法や条例に基づいて仕事をしなければいけない宣誓までしている立場の人間なので、あくまでも原則でやるべきだというのがスタンスだと思います。最終的に判断するのは我々政治家というところに委ねられるのかなと思うので、決めちゃうの。

関戸副議長：その都度事務局でこれは消しますとかじゃなくて、一旦受け取って、消すか消さないかをここで諮るという方法が良いんじゃないでしょうか。

須藤副委員長：本人が消してくれと言ったらしょうがないんじゃないの。

宮川委員：そこが難しいんだよね。その時の事情によって消す消さないなんという判断を、職員に委ねるのはとんでもない話だけど、こちらでもやっぱり揺らぐじゃないですか。その時々によって出す出さないというのを決めるというのは、いささかちょっとなと。

関戸副議長：結局、名前を出すと言ったら請願をやめるといったケースが頻

繁に起きるというふうに。

宮川委員：そうじゃなくて、できるだけ我々のスタンスは広く皆さんのご意見を伺いたいというスタンスの部分と、要は考え方の相違の部分でせめぎあいですね。そんな実例があるなんていう話じゃない。

関戸副議長：過去、請願ってやっぱり請願だから、というところは先程説明があった通りだと思うんですよ。

宮川委員：原則はすごくわかる。

議会事務局統括主査：私が特に申し上げたかったのは、4年に1度改選があつて、岩倉市議会という名であってもそこで構成される議員が替わっていくものですから、このルールを決めた時はあくまで請願なので、なんでもかんでも出せば良いというものではない、といったところから始まって、原則名前は出すものなんだけれども、ただ場合によっては名前を伏せることができるよ、これが最初のスタートだったんですけど、これがどんどん、例えば5年・10年後になったら、名前を伏せることができるというところばかりがクローズアップされちゃって、名前を消せる、それが請願なんだとなってしまうと、最初の趣旨とずれていってしまうのが怖いので、最初のルール決めのところを、時折、こういった委員会の場で確認していただけると良いのかなというふうに思いました。

須藤副委員長：なんでもかんでもではいけないよね、決めておかないと。

宮川委員：ずるずるいっちゃうのは本意ではない。

関戸副議長：先程事務局もおっしゃられた通りで、出ると極めて不利益になると、その極めてというところの判断が難しいというのはわかるんですけど。

須藤副委員長：命に関わることとか。

関戸副議長：それが判断の基準になるのかなというふうに思います。

議会事務局統括主査：以前あったことは1件だけで、臓器提供の関係の請願で、いろんな臓器提供に関する考え方の団体があるようで、その方はあくまで名古屋支部の中でもそこまで上の役職の方かというのと、どちらかというところではなくて、ただ岩倉市議会で陳述したいというところで、ただちょっと自分の名前が出ると怖いというふうにおっしゃってみえたものですから、正にその通りかなと思って、確かその時は消したと。

須藤副委員長：作らなければいけないね、ルールを。

関戸副議長：極めて難しい。

議会事務局統括主査：個別ですね。

関戸副議長：個別の審議も難しいと思いますよ。もし請願者が消してほしい

と言ったらすよ。

須藤副委員長：本来なかったもんね。

関戸副議長：議員がついてきて、できると言っちゃったからできちゃった、
というそういう感じですね。だからそこをちょっと止めてというやり方かな
と個人的に思っているんですけど、どうですかね。

須藤副委員長：個人の場合ね。

宮川委員：1回立ち止まってここで話し合う、とりあえずはそれでいいとは思
いますけどね。

関戸副議長：それで良いですかね。いったんここで止めてもらって諮るとい
う流れで、良いですか。

宮川委員：個人情報の部分で、あくまでも蛇足で、確認というか気になった
ので聞いてみたいんですけど、今回の専決事項の中で、先程のお寺のほう
は一定基準で出しましたよという話じゃないですか。職員の名前、課と名
前がいつも出るじゃないですか、公務員だから仕方がないのかなというの
と、個人の過失割合も当然だけれども、自分が痛い目して、なおかつ何課
の誰々まで出す必要があるのか、ここの課でこういう作業中にこういう
事故があって、こういう請求がありましたよというのは、そこまでは良い
と思うんですけど、同じ階段、足を滑らすのにAさんとBさんで同じじゃ
ないですか。これって個人名、職員だからって出すのが正解なのかなって
思いながら聞いていたので。

須藤副委員長：前の時は出していないよ。会計年度任用職員の介護の外へ行
ってリュックのひもがひっかかって転んだ人、あの人の名前も言ってなか
ったよ。

議会事務局統括主査：名前は出ていた。

宮川委員：名前を出したことによって結果が変わるんであれば、それは良い
んだけど、あの人またかということもあるだろうから、でも結果に関わら
ない分だったら、どこの部署でこういう作業中で、と留めても差し支えな
いのかなと思ったので、あくまでも、確認のために。

須藤副委員長：職員だから保護されないわけだ。

議会事務局統括主査：職員の場合ですと、職務中に起きたものは、あくまで
公務として行っている事なので、情報公開条例というのがありまして、例
えば今のそういった事故についてまとめた書類、いわゆるこの間の専決処
分で、職員がどこかしこで足を滑らせたといったものを、第3者が情報公
開としてその文書をくれと言った時にどこまで黒塗りにして出すのか、と
いうとこだと思うんですけど、ただ事故をしたというだけだもんですから、

これはもう公務中に起きた出来事なので、出さなきゃならなくて、例えば僕と、例えば隣に個人の方があって二人して紙に印鑑を押したと、僕の印鑑は仕事上で使ってる印鑑なので、これは外に出さなきゃいけないんですけど、当然個人の方の印鑑というのは、この方がどういう印鑑を使っているか、これは個人情報なので、その方の印鑑は消すと、これも情報公開条例の中に公務員は公務中に行ったものというのは出すべき情報というふうに書いてありまして、ただ例えばこれが処分に繋がったと、何かしら、例えば私が公用車をどこかでこすっちゃって処分を受けたとなってくると、あくまでこれ公務中のことではあるんですけど、それを出すことによって、私が不利益を被る可能性の非常に大きい事案になってくるので、そういったものは、前に公文書公開請求もあるんですけど、よく新聞に載ると、第3者から新聞に載った職員はどういう処分を受けたんだというような、実際にありますけど、それを出しちゃうとその職員が今後の人生において不利益を被るだろうと、そういったものは個人情報として取り扱えるとして、黒塗りにできる情報。だからなかなかちょっと怪我だけしたんだというのは難しいかな、ただ、例えばその後怪我をしたことによって後遺症が残ったとか、そういったものは当然障害にも関わってくるかもしれない情報です。なので、そういったものまでは出す必要がないと思いますけれど。なので、転んだだけだと難しいかなと。

須藤副委員長：よろしいですか。

（一般質問の通告について）

関戸副議長：一般質問の通告についてでございます。今回メールで送った議員の方が、うまくメールが届いていなくて、その後ちゃんと届いたから良かったんですけど、ちょっとトラブったということで、これはお願いなんですけど、メールで送ったらメールで送ったということを事務局に伝えていただきたいということと、一般質問をなさらない方は、しないということもできれば伝えていただきたいなと、これはお願いでございます。

須藤副委員長：大体全部していたから、心配になるよね。私は最初電話もらっていた、今回どうですかと。

関戸副議長：その2つですね。送ったら送ったということを伝えるということと、それからやらない時はやらないと伝えていただくということで、これはお願いです。あと、一般質問のあり方で、いろいろ今回市の業務と関係があるかどうかというところであったと思うんですけど、市との関係になっちゃうんだけど、できるだけ市の業務と関係のあることを分かるように詳しく書いていただくべきかなというふうに思ったんですけども、いか

がでしょうか。

須藤副委員長：内容。

関戸副議長：内容ですね。

須藤副委員長：市の事務に関すること。

関戸副議長：例えば今回国葬の話と、教会の話とあったと思うんですけど、それが、このように統一教会の何かトラブルがあるのかとか、市の業務と関連するじゃないですか、そういうふうに書いていただくと良いのかなと思うわけでございます。できるだけわかりやすく。他の質問でもそうなんですけど、できるだけあまり広げないで、ターゲットがはっきりわかるようなふうにしたら良いのかなと思います。

須藤副委員長：だけど市長が言っていた国の問題を市の一般質問でやるのはどうかなということで、市長が答えられなかったら、関係ないから答えられませんと言えれば良いんじゃないかなと思いますけど。

関戸副議長：そうなんですけど、できるだけやっぱり答えてもらいたい。

須藤副委員長：岩倉では統一教会がどれだけいるのかというのは良いよね。

関戸副議長：そういうのは良いと思います。

須藤副委員長：国葬についても、市長はどうか、ちょっとお答えできません、それで済むんじゃないかと思うよ。

関戸副議長：国葬をやるに当たって、市としてはどうしてるのかとか。

梶谷委員：そのことはこの前話し合ったんじゃないの。ちゃんと市の事務に係ることは一般質問に馴染むけど。馴染む馴染まないじゃなくて、今は書き方のことを言っているの。

関戸副議長：そう、書き方のことを言っている。

梶谷委員：昔はもっと政治姿勢についてとか大きい。

須藤副委員長：だからそれは堀議員、木村議員の時に変わったでしょう。詳しく書けて。あなたたちの時に変わったんだよ。

関戸副議長：ということで、よろしくお願いしますということです。

須藤副委員長：堀議員詳しくないけど、堀議員が提案したのに。

伊藤議長：何々について、で終わっちゃっているけど。もうちょっと細かく書いてもらおうといいのだが。

関戸副議長：できるだけ詳しく書いていただきたい。

伊藤議長：何々についてでは、あまりにも大きくなってしまう。

関戸副議長：だけどその後色々聞き取りとかあるじゃないですか。その時にははっきりできれば良いんですけど、うまく聞き取りもできていない感じの時もあったので。そうするとだんだんおかしくなっていくってしまうという

ふうと思う。なので、できるだけ分かりやすくしていただけると良いかなと思うんです。

宮川委員：わかりやすくというか、具体的に。細かく説明し始めると打ち込む方が大変だよね。今はメールでほとんど来ると言えども。

関戸副議長：もうひとつよろしいですか。証書類審査の質問を通告時間を超えて出された方がいらっしゃって、行政との調整ができていれば良かったと思うんですけど、質問じゃなくて資料請求か。行政側が、その資料要求のものがあればすぐに出せると思うんですけど、ないとちょっとないってなってしまうので、できるだけ時間は守っていただきたいと思いますし、かつ、行政とのやり取りを密にしていきたいかなというふうに思った次第でございます。

須藤副委員長：証書類審査の時の資料請求をできるだけ早く。

関戸副議長：時間内にしてほしいのと、行政側とのやり取りをしてほしいと。

議会事務局統括主査：資料要求に関しては、執行機関のほうから、昨年続き、今年は特にお叱りを受けたものですから。私どもも元いた部署の資料だったらある程度見ると分かるんですけど、全てが全てそういうわけではなく、執行機関に連絡して、行政課が窓口になっていますが、行政課から教育委員会とか建設部とかに行くわけですけど、その部署に届いた時点で、これから作るのかとか、こういったものは無いとか、だいぶ強く言われた。今回も日程の関係で、財務常任委員会の直前に証書類審査をやって、しかも証書類審査の2日目の午後4時までに資料要求があれば出して下さいといったところで、書類を求められたら執行機関としては、期間が短いものですから、とにかく急いで用意しなければというつもりでいてくれますが、それが、ないものとか、わからないものとか、過去には100枚を超すような資料とかあって、そのことを知っていて送ってきているんだよなというような言い方を事務局にされてしまうので、資料要求する前に担当課の方とヒアリングをして、担当課も行政課から文書が回ってきたらこれを出すだけというようにしていただきたい。

須藤副委員長：ヒアリングをしてほしいということです。お願いします。

宮川議員：1点確認で聞きたいんですが、我々が資料要求する時は、あくまでも議長宛に出して、議長の判断で振るじゃないですか、形式上は。資料要求の時は行政課に直接か。

議会事務局統括主査：行政課に直接というか、議員から議長宛に出て、僕らのほうで議長から市長宛の文書を作って、誰々議員からこんな文書をくださいと、行政課としては他の課に割り振ってあるものを窓口として行政課

がもらって、行政課のほうから担当課に依頼を出して、という流れなので、ここと行政課が中間に立っていて、議員、議会事務局、行政課、担当課の順。担当課としては、議会に出す以上は市長まで決裁をしていますので、相応の時間はかかるんですけど、また担当課から行政課に、行政課から議会事務局に戻ってきて、議員の皆さんに資料を渡すという流れになっています。

宮川委員：一般的なものなら議長から各担当課に行くのが、行政課が一つ絡むだけ余分にかかるということ。

議会事務局統括主査：議会对応の事務局は行政課になりますので、他の文書であっても全て行政課のほうに、例えば全員協議会を開催するので担当課の皆さん報告に来てくださいというのも、すべて行政課あてに依頼して、行政課が担当課にというように、どの文書もそうになっている。

宮川委員：あくまでも基本原則でしょうけど、自分たちで決めたものをひっくり返したら、向こうが怒るのも当たり前の話なので、ここでちゃんと決めて、各会派のほうにもこういうルールでと変更点も伝えてあるはずなので、そこはちゃんと徹底する。当然決めている時に行政課長が基本的に入ってるだろうから、それはちょっと今回の日程では無理だ、こういう内容までに留めてくださいと言われれば、それを議運として聞いて、もっともだと思えばルール化して、事務局を通して行政課に行くわけでしょう。だからルールを守ればいいわけで、念を押しておけば良いんじゃないですか。

須藤副委員長：よろしいですか、梶谷委員。

梶谷委員：今までよりも早くなって、4時ギリギリになったというのがあるんだけど、ギリギリに疑問が一杯出てきたものだから。

須藤副委員長：担当課に言えば良かったのに。

梶谷委員：担当課がまたがっていた内容だったから。もちろん課長と話して、そこら辺は難しいのねとすぐ取り下げた。

関戸副議長：あくまでもやり取りを円滑にするためのものですので、質疑、議案の賛否に関わるということであればある程度仕方がないと思うので、できるだけ円滑に進めたいというのが趣旨でございますので、そのへんのところよろしくお願ひしたい。

梶谷委員：ギリギリのところで、電気のところが分かるものがあるのかなと思って聞いたんだけど。

宮川委員：個別案件で、副議長が言うようにどうしてもというのは熱意を込めてお願いして出してもらわなければいけないものがあるかもしれないからそれは良いが、ただ決めたルールは守りましょうと。会派関係なくここ

でみんなで合意して決めたものはみんなで守りましょうということでしょう。

議会事務局統括主査：もっと言えば、中間地点の議会事務局と行政課が分か
っていなくても、議員の皆さんと担当課さえ分かっているれば、ここは言い
方は悪いが素通りでも、スタートとゴールがしっかり文書特定できていれ
ば良いのかなと。

榊谷委員：もちろん担当課と話しているのは1日目に出しましたけれど。ど
うも申し訳ありません。

谷平委員：ひとつ気になっていたんですけど、傍聴席で携帯がよく鳴るんで
すけど、あれがとても気になって。あの音も入っているんですか。

須藤副委員長：携帯はマナーモードに。

関戸副議長：最初にあの人に言わなければいけない。

谷平委員：例えば入口に熱が云々とかそういうのが書いてあるんですけど。

関戸副議長：そういうのは常識ですから。

谷平委員：常識であっても音は鳴っているのです。毎回鳴っているのです、その
たびに気になっている。

須藤副委員長：同じ人なの。

関戸副議長：同じ人。

須藤副委員長：気が付かないのだから、言っておかなければ。

谷平委員：言うのか、傍聴に入る前にはマナーモードを確認してくださいと
一言書くのか、そういうのがあったほうが良いのかなと思った。

須藤副委員長：議員はわかっているから。

宮川委員：出入り自由だから、冒頭に言っても意味がない部分もある。

関戸副議長：私のほうからもうひとつだけ。本会議中に、専決処分の名前の
発言があったが、議事録から抹消しようかと考えている。具体的にご説明
して頂きます。

議会事務局長：初日の日に専決処分の報告で、報告第5号、健康福祉部長が
説明をしていたと思うが、先程来の個人情報ということで、相手方の住所
等そのまま読み上げたということがありましたので、そこについては議事
録を伏せる、〇〇〇という形に変えさせていただきたい。

関戸副議長：ということでよろしく申し上げます。私のほうからは以上です。

須藤副委員長：他に宜しいですか。

議会事務局長：少し確認したい事も含めて申し上げます。厚生・文教常任委
員会で委員外議員の発言について、先程ありましたが、運営の中で、委員
間討議の場面もあったかと思えます。そこで討議中の委員外の発言は一切

やらないということで、これも議運で決まっていたことなので、ここについては発言を求められてもそれ以前にできないということが前提になっていますので、改めてお願いしたいと思います。

宮川委員：確認の意味でもう1回聞きたい。先程健康福祉部長の発言で不備があったので○文字にしたいとあったが、軽微なものは議長の判断で、それは終了の時に確認するから良いとして、そうでないものに関して、例えば僕が失言した場合は、議長の所へ行って、このことに関して消してくださいとお願いして、その後議場で確認するんだっただか。

須藤副委員長：しないよ。議事録が○○○になるだけ。

宮川委員：あくまでもここの関係で、皆に諮る話ではない。

関戸副議長：発言された人が取り消すといえればそれで良し。

宮川委員：今回も向こうから取り消し。

議会事務局長：話し合ったわけではなく、事務局として聞いている中で、ここは個人情報に当たるところで、伏せた方が良いんじゃないかと。

宮川委員：相手も分かっている。

議会事務局長：そこについては、総務部長に改めて他の部長にも確認をお願いしますということで、伝えてあります。

梶谷委員：確認ですが、今局長が言われた、委員間討議の中での委員外発言は、委員長が認めてもだめか。

須藤副委員長：だめ。

梶谷委員：委員全体で諮って認めてもだめということになったのか。

関戸副議長：そのとおりです。

宮川委員：もともと。委員外の質疑に関しては、議決するに当たって、ここは押さえておきたいというところはあるだろうから、委員長の判断で発言を許すということになるだろうけど、討議に関しては委員間の中で、最終的に委員の決定事項の最終判断の前の段階なので、委員外は控えてもらう。

須藤副委員長：木村議員が休んでいるので、梶谷議員が発言するのは良いのではと思った。大野議員のはちょっとびっくりした。

議会事務局長：委員会において録画の配信をしているが、休憩をとって再開する際に、時間通りに始めていただければ良いが、皆さん揃ったので少し早めに始めることになる、事務局として準備がありますので、あらかじめ事務局に言っていただきたい。

須藤副委員長：確認をとるようにする。

議会事務局長：今回本会議中に議場のシステムのトラブルがあった。少し後で復旧もしたんですが、仮にシステムが落ちて立ち上がらないといったと

きに、録音できないので、今すぐという話ではないが課題、問題点として認識してもらいたい。議場でやれないとしたときに7階の委員会室を使ってその後を再開してやるのか、そういったところを今後どうするのか、議会B C Pの部分にもなりますが。

関戸副議長：今の状態だと、局長が言われた方法か、一人ひとりマイクを持ってしゃべって録音するかのどちらかになると思われる。それも難しいので7階でやってしまうのか、何かほかに方法はありますか。

水野議員：本会議場のマイクシステムにボイスレコーダー直結とかそういうことはできませんか。

議会事務局統括主査：今の話だと、既にシステムダウンが前提で話されているかと。

関戸副議長：全てがダウンしたときの話。

議会事務局統括主査：思い付きですけど、今の委員会室のマイクでは7階の委員会室でしか使えませんが、現在、実施計画に上げているマイクは持ち運びができるので、会議規則は議席がどうのこうのとあるが、時間はかかるが運んできて使おうと思えば、今の議場システムが全く使えなくなったとしても電源があれば使えるかなと思った。マイクの台数とLANの長さはどうかと思う。

宮川委員：本会議は本会議場でやらなければいけないという規定になってましたっけ。災害時はどこかの公民館でやったりとか体育館でやったりとか臨時的な部分はあるんだろうけど。そういう縛りがあるんならそういう手を打たなくちゃいけないんだろうけど。例えば画像もダウンしてる、音声もダウンしてるってときに、それを復旧させる暇がないにも関わらず、どうせ音声しか拾わないんなら委員会室でやっちゃって良いような気がする。記録を残さなくちゃならないから音声を取るわけだから、大元の縛りさえなければ別に無駄な時間を取る必要性はないと思う。

関戸副議長：もう少し時間をかけて、そういう提案があるよということです。

水野議員：岩倉市議会の会議規則の第1条で、議員は議事堂に参集しとあって。その議事堂が定義されていない。

関戸副議長：7階も議事堂に当たるのかという。

議会事務局統括主査：議事堂は議場に傍聴席も含めたスペースが議事堂になります。

須藤副委員長：これは、また別のところで。

関戸副議長：推進協でやりますか。

須藤副委員長：推進協で。

関戸副議長：次のテーマで。

宮川委員：そこで揉んでここで決めれば良い。

須藤副委員長：ほかによろしいですか。

各委員：（意見なし）

1 1 その他

議会事務局長：先だって図書の購入すると決していたいたんですが、本については梶谷委員の方から申出をいただいて、購入しない形に。